

## 香芝市告示第56号

香芝市修学旅行費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市修学旅行費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市立の小学校（以下「小学校」という。）及び中学校（以下「中学校」という。）が実施する修学旅行に要する経費の一部を補助することにより、保護者の経済的な負担軽減を図るために予算の範囲内で香芝市修学旅行費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、修学旅行の実施時に小学校又は中学校に在籍している児童生徒の保護者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童生徒の修学旅行の参加に係る交通費、宿泊費、見学料、保険料その他児童生徒の保護者が実際に負担する経費
- (2) 児童生徒が修学旅行の全部又は一部に参加することができなくなった場合における当該修学旅行に係る契約の解約に伴い発生する違約金その他児童生徒の保護者が実際に負担する経費

2 補助対象者が補助金以外に国又は地方公共団体から修学旅行費に対する給付を受けた場合には、前項各号に定める額から当該給付の額を控除した額を補助対象経費の額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 小学校に在籍する児童の保護者 児童1人当たり1万円
- (2) 中学校に在籍する生徒の保護者 生徒1人当たり2万円

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請、請求及び受領の権限を児童生徒の在籍する小学校又は中学校の校長（以下「学校長」という。）に委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた学校長は、香芝市修学旅行費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 修学旅行の実施に要する費用の見積書の写し

(2) 修学旅行の行程表又は実施計画書の写し

(委任同意の推定)

第6条 補助対象者は、その児童生徒が小学校又は中学校に在籍する限り、前条第1項の規定による委任に同意したものと推定する。ただし、修学旅行を実施した日の末日の属する月の翌月の末日までに、学校長を経由した上で市長に対し、書面で同項の規定による委任に同意しない旨の意思表示をしたときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、第5条第2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、香芝市修学旅行費補助金交付決定通知書（第2号様式）により学校長に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 補助金は、市長が必要と認めるときは、概算払により支払うことができるものとする。

2 学校長が前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、香芝市修学旅行費補助金概算払請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の変更申請)

第9条 学校長は、補助金の交付の決定を受けた後、修学旅行の行程の変更、中止その他のやむを得ない理由により第5条第2項の規定による申請に係る金額を変更しようとするときは、香芝市修学旅行費補助金額変更承認申請書（第4号様式）に、同項の規定による申請時から事情の変更が生じた理由が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、同項の規定による申請に係る金額の100分の20に相当する金額を超えない変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、香芝市修学旅行費補助金額変更承認通知書（第5号様式）により、学校長に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 学校長は、補助金の交付の決定を受けた年度の2月末日までに、香芝市修学旅行費実績報告書（第6号様式）に補助対象経費の実績が確認でき

る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、香芝市修学旅行費補助金交付額確定通知書（第7号様式）により学校長に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 前条の規定による通知を受けた学校長は、補助金の交付の決定を受けた年度の末日までに、香芝市修学旅行費補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第8条第1項の規定により概算払を受けた学校長は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに香芝市修学旅行費補助金概算払精算書（第9号様式）により補助金を精算しなければならない。

(学校長の責務)

第13条 学校長は、交付を受けた補助金を修学旅行の実施を目的とする会計に収入し、修学旅行に要する経費として支出しなければならない。

2 学校長は、補助金に係る収入及び支出についての帳簿を備え、領収書等の証拠書類とともに整備した上で、当該帳簿を修学旅行の実施年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助対象者が本来交付を受けるべき補助金の額を上回る額の交付を受けていると認めるときは、速やかにその差額を学校長に精算させ、期限を設けて返還させるものとする。

2 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(補助金の本人受領時の手続等)

第15条 第5条第2項、第7条、第9条から第11条まで、第12条第1項及び第14条の規定は、第6条ただし書の規定による意思表示をした者のうち、当該者自身において補助金を受領したい旨の意思表示をしたものについて準用する。この場合において、第5条第2項中「前項の規定により委任を受けた学校長」とあるのは「補助対象者」と、「修学旅行の実施に要する費用の見積書の写し」とあるのは「補助対象経費が分かる領収書等の写し」と、第7条、第9条から第11条まで、第12条第1項及び第14条第1項中「学校長」とあるのは「補助対象者」と読み替えるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

香芝市修学旅行費補助金交付申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

香芝市修学旅行費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業年度 年度

2 交付申請額 金 円

添付書類

- （学校長からの申請の場合）修学旅行の実施に要する費用の見積書の写し
- （補助対象者からの申請の場合）補助対象経費が分かる領収書等の写し
- （共通）修学旅行の行程表又は実施計画書の写し

備考 学校長が申請する場合は、住所欄への記載を省略した上で当該位置に学校の名称を、氏名欄には学校長の氏名をそれぞれ記入してください。電話番号欄の記載は、省略してください。

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市修学旅行費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市修学旅行費補助金について、  
香芝市修学旅行費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 事業年度 年度
- 2 交付決定額 金 円

第3号様式（第8条関係）

香芝市修学旅行費補助金概算払請求書

年 月 日

香芝市長

香芝市立 学校  
校 長

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた香芝市修学旅行費補助金について概算払を受けたいので、香芝市修学旅行費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり請求します。

概算払請求額 金 円

第4号様式（第9条関係）

香芝市修学旅行費補助金額変更承認申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた香芝市修学旅行費補助金に係る交付申請額を変更したいので、香芝市修学旅行費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、交付申請額を変更したい理由が分かる書類を添えて、次のとおり申請します。

変更後の交付申請金額	金 円
変 更 理 由	

添付書類 変更理由が分かる書類

備考 学校長が申請する場合は、住所欄への記載を省略した上で当該位置に学校の名称を、氏名欄には学校長の氏名をそれぞれ記入してください。電話番号欄の記載は、省略してください。

第5号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市修学旅行費補助金額変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市修学旅行費補助金額の変更に  
ついて承認したので、香芝市修学旅行費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、  
次のとおり通知します。

変更後の交付決定額 金 円

第6号様式（第10条関係）

香芝市修学旅行費実績報告書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた香芝市修学旅行費補助金について、その対象事業である修学旅行の実施状況等について、香芝市修学旅行費補助金交付要綱第10条の規定により、補助対象経費の実績が確認できる書類を添えて、次のとおり報告します

補助対象経費の合計額（実績額） 金 円

備考 学校長が申請する場合は、住所欄への記載を省略した上で当該位置に学校の名称を、氏名欄には学校長の氏名をそれぞれ記入してください。電話番号欄の記載は、省略してください。

第7号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市修学旅行費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付を決定した香芝市修学旅行費補助金について、香芝市修学旅行費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり通知します。

交付確定額 金 円

第8号様式（第12条関係）

香芝市修学旅行費補助金交付請求書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付金額が確定した香芝市修学旅行費補助金について、香芝市修学旅行費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり請求します。

交付請求額 金 円

振込先

支 払 機 関 名	預 金 種 別	口 座 番 号						
銀行 農協 信金	支店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
	店 番	フリガナ						
		口座名義人						

備考 学校長が申請する場合は、住所欄への記載を省略した上で当該位置に学校の名称を、氏名欄には学校長の氏名をそれぞれ記入してください。電話番号欄及び振込先欄の記載は、省略してください。

第9号様式（第12条関係）

香芝市修学旅行費補助金概算払精算書

年 月 日

香芝市長

香芝市立 学校  
校 長

年 月 日付け 第 号により交付金額が確定した香芝市修学旅行費補助金について、香芝市修学旅行費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり精算します。

概算払を受けた金額	金 円
交付確定金額	金 円
差引過不足額 ( <input type="checkbox"/> 請求額 <input type="checkbox"/> 返還額 )	金 円

備考 不足額を請求する場合は、校長の氏名欄に押印してください。